掛川市規則第２号

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、掛川市吉岡彌生記念館条例（平成18年掛川市条例第６号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　掛川市吉岡彌生記念館（以下「記念館」という。）の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、入館時間は、午後４時30分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第３条　記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 月曜日及び第４火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条各項の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直後の休日以外の日）

(2) 12月28日から翌年の１月４日まで

（入館の手続）

第４条　記念館に入館しようとする者（条例第10条の規定により入館料の全額を免除される者を除く。）は、条例第４条に規定する入館料の納付と引換えに掛川市吉岡彌生記念館入館券（様式第１号）の交付を受けるものとする。

（使用の許可の申請）

第５条　条例第６条第１項の規定により記念館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、掛川市吉岡彌生記念館使用許可申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請書は、使用しようとする日（引き続き２日以上使用しようとするときは、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の３日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、掛川市吉岡彌生記念館使用許可書（様式第３号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更等）

第７条　前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。)は、使用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、掛川市吉岡彌生記念館使用許可変更（取消）申請書（様式第４号）に使用許可書を添えて、使用日の３日前までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、掛川市吉岡彌生記念館使用許可変更（取消）決定通知書（様式第５号）を使用者に交付するものとする。

（入館料等の減免）

第８条　条例第10条の規定による入館料又は使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 小学校児童及び中学校生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として入館する場合　入館料の全額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第５条第１項の規定により療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下これらを「障害者」という。)及びその付添者が入館する場合　入館料の全額

(3) 市内に住所を有する小学校児童及び中学校生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動、クラブ活動その他学校の行事として使用する場合　使用料の全額

(4) 前３号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合　市長が別に定める額

２　前項第２号の規定により減免の対象となる障害者の付添者の数は、障害者１人につき１人とする。

（減免の手続）

第９条　入館料又は使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、掛川市吉岡彌生記念館入館料減免申請書（様式第６号）又は掛川市吉岡彌生記念館使用料減免申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第１項第１号及び第３号に掲げる場合その他市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による減免申請を承認したときは、掛川市吉岡彌生記念館入館料減免決定通知書（様式第８号）又は掛川市吉岡彌生記念館使用料減免決定通知書（様式第９号）を交付するものとする。

（入館料等の還付）

第10条　条例第11条ただし書の規定により入館料又は使用料の還付を受けようとする者は、掛川市吉岡彌生記念館入館料（使用料）還付申請書（様式第10号）に入館券又は使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第11条　入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物、設備、展示品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 風紀を乱す行為又は他人に迷惑若しくは危害を及ぼす行動をしないこと。

(4) 許可を受けないで展示品に手を触れ、又は展示品の模写若しくは撮影をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（使用権の譲渡禁止）

第12条　使用者は、記念館の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復）

第13条　使用者は、記念館の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。条例第８条第１項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

（損害賠償）

第14条　入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により記念館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（表面）

掛川市吉岡彌生 記念館入館券 ¥	掛川市吉岡彌生記念館入館券 （写　真） ¥ １人１回当日限り有効　　掛　川　市

（裏面）

（　説　明　文　）	

様式第２号（第５条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用許可申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

申請者

住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり吉岡彌生記念館を使用したいので、申請します。

使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
使用の目的			
入場予定人員	人		
許可年月日　※	年　月　日	許可番号　※	
備考			

（注）※印欄は、記入しないでください。

様式第３号（第６条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用許可書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった吉岡彌生記念館の使用について、次のとおり許可します。

使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
使用の目的			
入場予定人員	人		
許可年月日	年　月　日	許可番号	
許可条件	1　掛川市吉岡彌生記念館条例施行規則及び職員の指示事項を守ってください。 2　使用後の整理及び原状復帰は、すべて使用者が行ってください。 3　この許可書は、使用の際、係員に提示してください。		

様式第４号（第７条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用許可変更（取消）申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

申請者

住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり吉岡彌生記念館の使用許可事項について変更（取消）をしたいので、申請します。

許可年月日	年　　月　　日	
申請内容	１　変更　　２　一部取消し　　３　全部取消し	
変更事項	変更前	
	変更後	
一部取消事項	変更前	
	変更後	
理　　由		

様式第５号（第７条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用許可変更（取消）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった吉岡彌生記念館の使用許可事項の変更（取消）について、次のとおり許可します。

許可年月日	年　　月　　日	
申請内容	１　変更　　２　一部取消し　　３　全部取消し	
変更事項	変更前	
	変更後	
一部取消事項	変更前	
	変更後	
許可の条件		

様式第６号（第９条関係）

掛川市吉岡彌生記念館入館料減免申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

申請者

住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり吉岡彌生記念館の入館料の減免を受けたいので、申請します。

入館の目的			
入館年月日	年　　月　　日（　　）		
入館人員	人（　個人　・　団体　）		
申請年月日　※	年　　月　　日	決定年月日　※	年　　月　　日
規定入館料　※	円（内訳　　）		
減免額　※	円		
差引納付額　※	円		
減免申請の理由			

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式第７号（第９条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用料減免申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

申請者

住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

電話番号

次のとおり吉岡彌生記念館の使用料の減免を受けたいので、申請します。

使用の目的			
使用施設の名称		使用人員	人
使用年月日	年　　月　　日（　　）		
使用時間	時　　分から　　時　　分まで		
申請年月日　※	年　　月　　日	決定年月日　※	年　　月　　日
規定使用料　※	円		
減免額　※	円		
差引納付額　※	円		
減免申請の理由			

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式第８号（第９条関係）

掛川市吉岡彌生記念館入館料減免決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった吉岡彌生記念館の入館料の減免について、次のとおり通知します。

入館の目的			
入館年月日	年　　月　　日（　　）		
入館人員	人（　個人　・　団体　）		
申請年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
規定入館料	円（内訳　　）		
減免額	円		
差引納付額	円		
減額又は免除の条件			

様式第９号（第９条関係）

掛川市吉岡彌生記念館使用料減免決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

掛川市長　氏　　名　印

年　　月　　日付けで申請のあった吉岡彌生記念館の使用料の減免について、次のとおり通知します。

使用の目的			
使用施設の名称		使用人員	人
使用年月日	年　　月　　日（　　）		
使用時間	時　　分から　　時　　分まで		
申請年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
規定使用料	円		
減免額	円		
差引納付額	円		
減額又は免除の条件			

様式第10号（第10条関係）

掛川市吉岡彌生記念館入館料（使用料）還付申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

申請者

住　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

電話番号

次のとおり入館料（使用料）の還付を受けたいので、入館券（使用許可書）を添えて、申請します。

入館の目的（使用の目的）			
使用施設の名称			
入館年月日（使用年月日）	年　　月　　日（　　）		
使用時間	時　　分から　　時　　分まで		
申請年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
既納入館料（既納使用料）	円		
還付金額　※	円		
還付を受けようとする理由			

（注）※印の欄は、記入しないでください。